

平成25年1月8日
堺市契約課

平成25年度の配水管工事の入札参加等について

先にお知らせしました配水管工事の取扱いの見直しに伴う影響を考慮し、平成25年度の配水管工事への入札参加等について、下記のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。

記

1 平成24年度から継続して配水管工事を希望業種とする方

現在、配水管工事への入札参加に当たっては、管工事又は水道施設工事の総合評定値(P)の通知を受けていることを要件としていますが、直近の経営事項審査(以下「直近の経審」という。)において管工事及び水道施設工事の総合評定値(P)の通知を受けていない方については、当該直近の経審に限り、土木一式工事の総合評定値(P)の通知を受けていれば入札参加を可能とします。

なお、上記に該当する方は、経営事項審査の受審状況の確認のため、「平成25年度の配水管工事の格付調整の実施について」に記載の配水管工事の格付調整申出書を必ず提出してください。

2 新たに配水管工事を希望業種とする方(平成25年4月追加登録の方を含む。)

平成25年度に配水管工事を希望業種とするためには、平成25年1月1日時点で管工事業又は水道施設工事業の建設業許可及び総合評定値(P)の通知を受けていることが必要ですが、次の(1)(2)の両方に該当する方については、当該建設業許可及び総合評定値(P)の通知を当該時点で受けていない場合でも、希望業種の変更申請(追加登録申請を含む。)を可能とします。

ただし、管工事又は水道施設工事の総合評定値(P)の通知を受けるまでの間は、平成25年度の格付及び追加登録を保留しますので、ご注意ください。

- (1)平成25年度において、土木工事を希望業種とし配水管布設工事を行う予定であった方(直近の経審において、土木一式工事の総合評定値(P)の通知を受けていること。)
- (2)平成25年1月31日時点で管工事業又は水道施設工事業の建設業許可を取得済み又は業種追加申請中の方